

令和6年度 陸上競技・駅伝競技細則

- ① 日本陸上競技連盟に登録（団体・個人）をしていること。
※個人登録は6月末までに完了すること。駅伝競技は地区予選申込締切りまでとする。（ただし、駅伝競技は学校から出場する場合のみ、団体・個人ともに登録する必要はない。）
- ② 予選大会の参加は地区大会から認める。
- ③ 出場地区は、地域クラブ活動（以下「団体」という。）の拠点が所在する地区とする。
- ④ 在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている団体（団体が組織として確立している地域クラブ活動）の所属のいずれかで参加できる。いずれの場合も、在籍している学校が兵庫県内であること。
- ⑤ 所属学校と所属団体の都道府県が異なる場合は出場できない。ただし、在籍校で登録することにより出場することができる。
- ⑥ リレー（低学年リレーも含む）・駅伝は、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」又は、登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、団体の所属で参加することができる。複数の所属から出場することはできない。
- ⑦ 複数の種目（リレーを含む）に出場する場合、種目によって異なる所属から出場することはできない。
- ⑧ 代表者・指導者においては、全員が18歳以上（その年度で満19歳になる者）とする。
- ⑨ 参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

令和6年度 水泳競技部細則

- ① 地域クラブ活動が(公財)日本水泳連盟への団体登録が完了していること。また、同じ内容で兵庫県中学校体育連盟に申請し、認定されていること。
- ② 全国中学校水泳競技大会につながる予選大会(市郡大会等も含む)の申込締切から本大会終了まで出場団体の変更はできない。
- ③ 兵庫県中学校水泳競技大会の要項にしたがうこと。
- ④ 市区町大会を経て、県大会予選の地区大会への出場が決定する地区は、地域クラブ活動の住所地の市区町大会から出場すること。
- ⑤ 在籍中学校、地域クラブ活動からの参加について、生徒(選手)および保護者の意向を尊重すること。部活動のある学校は、地域クラブ活動からは出場できない。
- ⑥ その他、検討事項がある場合は、全国中学・近畿中学の要項に準じて検討する。

令和6年度 体操競技細則

1 大会参加について

- (1) 令和5年度から団体・個人ともに参加を認める。ただし、団体での参加の場合は団体選手の全員が「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」又は同一学校に在籍していることを条件とする。
- (2) 予選大会への参加は、地域クラブ活動の兵庫県中体連へ申請した住所、および兵庫県体操協会加盟住所からの参加を認める。
- (3) 競技部がある地区（神戸、阪神、中播、西播）は地区予選会を開催し、兵庫県大会の予選とする。男女それぞれ団体2団体、個人6名の出場枠を有することとする。
- (4) ブロック大会、全国大会への団体出場枠について、大会の趣旨を考慮し以下の制限を設ける。
 - ①兵庫県はブロック大会団体出場枠が2枠与えられているので、少なくとも1枠は学校からの出場団体とする。学校からの出場団体がいない場合には地域クラブ活動から出場した団体から補充する。
 - ②近畿ブロックは全国大会団体出場枠が2枠与えられているので、少なくとも1枠は学校からの出場団体とする。学校からの出場団体がいない場合には地域クラブ活動から出場した団体から補充する。
- (5) 地域クラブ活動が団体として大会参加をする場合、地域クラブに所属していない同一校の他の生徒が学校団体として団体を組み大会に参加することはできる。ただし、同一校生徒により構成された2つの団体のうち上位団体のみがブロック大会に進むことができる。

2 兵庫県中体連申請について

- (1) 兵庫県体操協会に加盟していることを条件とし、兵庫県中体連へ申請を行う。申請については兵庫県中体連の申請要項に従う。
- (2) 申請は、地域クラブ活動の所在地で行う。加盟する体操協会と同一都道府県とする。

3 その他

- (1) 生徒の心身の健康を最優先に考慮し、中体連大会とジュニアクラブ大会が過密になる場合には出場する大会を丁寧に選び、生徒の負担が過剰にならないようにする。
- (2) 都道府県の予選会となる全ての大会において、大会準備・大会運営・審判業務に役員として協力しなければならない。要請がある場合は会議等にも参加する。また、中体連体操専門部に準じる役職に就くこともあり得る。兵庫県中体連体操競技部内規によって定められた各地区に割り振られた人数の審判員を派遣することとする。
- (3) 地域クラブ活動の指導者が他の学校の外部指導者を兼ねることは可とする。
- (4) 全ての大会において中体連体操専門部の規則、運営方針を尊重し、指示に従うこと。
- (5) 予選大会を含む全ての大会において、参加条件・申請内容に虚偽が判明した場合には参加を認めない。
- (6) 兵庫県中体連申請以降に転校や地域クラブ活動を移籍する場合、予選大会で上位大会への参加権を獲得していない生徒は、転校先や移籍先からの大会参加は認めない。また、権利を得ている生徒については個人としての参加を認める。ただし、当該生徒の予選大会での得点が個人での予選通過得点を下回る場合には、参加は認められない。
- (7) 転校や地域クラブ活動移籍後の大会参加について、全国大会終了後に関しては兵庫県中体連体操専門部の判断に委ねる。大会参加申請時の居住区または地域クラブ活動の申請地区によって参加を認めていく。
- (8) 一緒に活動する団体を複数の地域クラブ活動として兵庫県中体連に申請することはできない。（例えば、あるクラブがA地区で申請した場合、たとえ選手の居住区がB地区であっても、その選手はA地区からの出場選手として認識され、A地区から大会に参加する。）
- (9) 複数の地域クラブ活動が一つの団体として兵庫県中体連に申請することはできない。
- (10) 地域クラブ活動として中体連主催の大会に参加する場合には、当該生徒の所属校長に各スポーツ団体から大会参加の報告をすること。
- (11) 体操競技部細則については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

令和6年度 新体操競技細則

- (1) 兵庫県中学校体育連盟が示した参加規程を遵守している。
- (2) 継続的に活動し、日本体操協会の所属団体及び指導者の登録をしている。
- (3) 予選大会は地域クラブ活動が兵庫県中体連および兵庫県体操協会に申請した住所からの参加を認める。※所属団体の所在地と登録する都道府県は同じであることとする。
- (4) 予選大会は選手の所属学校または選手の所属する地域クラブ活動の都道府県から出場できる。重複して異なる地域からの出場は認めない。地域クラブ活動の場合は、加盟した都道府県より出場できる。
- (5) 予選大会のエントリーは監督及び選手は一人につき一所属とする。
市町村に競技部が存在しないため、地区人数枠を設けず、県大会からの出場とする。学校チームは団体2チーム、個人は5名の出場枠とする。地域クラブ活動について団体は1チーム、個人は5名以内とし、県体操協会ジュニア大会を予選会として人数を決定する。
※1 選手は所属クラブと在籍学校の重複エントリーはできない。同所属からのエントリーのみ個人、団体の両方に出場することができる。
※2 予選大会の監督は上記(2)の登録を済ませている者で、他の所属の監督としては予選大会に参加できない。
- (6) 令和6年度の団体選手は全員が、「地域移行モデル地区や自治体主主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、又は同一学校に在籍していることを条件とする。
- (7) 団体の出場については、各所属から1チームのみとする。同一中学校からの部活動と地域クラブ活動の2チーム出場は、同じ学校から2チームとみなすことができるため 出場は不可とする。
- (8) 地域クラブ活動の出場を認めた全ての大会において、競技役員や審判員などの運営上必要な人員を派遣しなければならない。各所属2名の帯同とする。
- (9) 予選大会において、参加条件、申請内容等に虚偽があった判明した場合には参加を認めない。

令和6年度【ソフトテニス競技細則】

地域クラブ活動の参加については、以下の条件を加える。

- ① 予選会については、兵庫県中体連に届け出た活動場所の所在地の最小単位の予選大会から参加する。
- ② 出場する地区については兵庫県中体連に届け出た活動場所の所在地の地区とする。
- ③ 兵庫県中体連に申請し、認定されていること、日本ソフトテニス連盟（兵庫県ソフトテニス連盟）へ登録を完了していることとする。選手の個人登録番号は5月末日までに登録すること。
- ④ 指導資格を有する指導者の指導のもとに、日常的かつ適切に指導が行われている団体であること。
- ⑤ 活動においては「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を遵守していること。
- ⑥ 生徒の日本ソフトテニス連盟への地域クラブ活動・中学校部活動での二重登録は認めない。
- ⑦ 生徒は年度途中で中学校部活動や地域クラブ活動の間で移籍した場合、原則その年度内は「中体連主催の大会」や「次年度の総体予選となる大会へのシード権を得られる大会」への出場はできない。
- ⑧ 地域クラブ活動には、必ず（公財）日本スポーツ協会公認の「コーチ1」以上の資格を有する者が在籍しており、大会においてベンチ入りする者はその資格保有者であること。（令和6年度は、資格については取得中でも可とする）

【令和6年度卓球競技部細則】

1. 地域クラブ活動の参加規定（全中の特例競技部細則に準ずる）

- (1) 地域クラブ活動の構成員は代表者、事務担当者、指導者、所属中学生とする。
所属中学生以外は20歳以上の成人とする。
- (2) 大会への参加を希望する地域クラブ活動は兵庫県中学校体育連盟が定めた期間内に定められた申請手続きを行うこと。
- (3) 地域クラブ活動の指導者は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（卓球公認コーチ1以上）を取得していること（令和6年度末までに取得し、資格取得者が必ず1名は在籍していること）。
- (4) 大会への参加を希望する地域クラブ活動の構成員は日本卓球協会、兵庫県卓球協会へ登録し、年会費の支払いを行うこと。また兵庫県中学校体育連盟へ期間内に申請し、認定されていること。
- (5) 指導者を除く地域クラブ活動の構成員は、他の地域クラブ活動に重複して登録できない。
- (6) 団体戦に参加できる地域クラブ活動は、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」又は学校部活動から地域移行された団体とする。ただし、個人戦のみに参加を希望する地域クラブ活動に関しては地域移行の証明を求めない。地域移行された団体かどうかの判断は兵庫県中体連に任せる。（令和5年度からの措置）

2. 地域クラブ活動などの予選会への参加について、以下の条件を加える。

<団体戦、個人戦の共通事項>

- (1) 団体戦、個人戦で出場チーム名を変更することはできない。
(学校名または地域クラブ活動名のどちらかで統一して出場する。)
- (2) 同一年度における兵庫県中学校体育連盟主催大会（県総体と県新人）において、選手は出場チーム名を統一すること。
- (3) 同一年度において地域クラブ活動として個人登録（所属先）を変更した選手は、個人戦のみに出場可能とする。
- (4) 当該地域クラブ活動の構成員が全国大会や県大会、地区大会等に出場する際、重複して他のスポーツ団体や中学校の監督・指導者（コーチ）・選手（中学生）になることはできない。

<団体戦>

- (1) 『地域移行された』地域クラブ活動でなければならない。
民間のクラブチームは参加することはできない。
- (2) 予選会へ出場する地区については、地域クラブ活動の所在地の各市郡または地区から参加すること。
- (3) 同一人が複数チームの代表者・監督・コーチ（アドバイザー）にはなれない。

<個人戦>

- (1) 『地域移行された』と認められていない民間のクラブチーム名でも参加することができる。
- (2) 予選会については、選手の在籍中学校の市郡または地区からの参加とする。

【令和6年度 スキー競技細則】

地域クラブ活動の参加については、以下の条件を加える。

- (1) 大会参加については、兵庫県中学校総合体育大会からの参加とする。
- (2) 兵庫県中学校体育連盟の定める規定通りに申請を行い、認定を受けた団体であること。
- (3) 全日本スキー連盟（兵庫県スキー連盟）への登録を完了していること。なお、スキー連盟への選手の個人登録は9月末日までとする。

令和6年度 バレーボール競技部細則

【1】大会出場について

- ① 出場する大会については、兵庫県大会からとする。地域クラブ活動には、男女各1チームの兵庫県大会への出場を認める。中体連主催大会への地域クラブ活動参加特例を認められたチームは、予選会を行い、抽選会までに代表チームを決定させること。
- ② 各団体から大会に参加できるチームは1チームとする。

【2】地域クラブ活動は以下のすべての条件を満たすこと。

- ① 5月末日までに JVA-MRS と兵庫県バレーボール協会の両方にチーム登録及び個人登録を完了させておくこと。
※ 部活動から移行した団体は『兵庫県中学校体育連盟』に、地域クラブ活動は『兵庫県ヤングクラブバレーボール連盟』に登録をすること。
- ② 募集要項やホームページ等で公募していること。
- ③ チームや団体としての規約があること。
- ④ 所在地が明確であり、年間を通じて日常持続的（週単位）に練習している場所と所在地が一致していること。
- ⑤ JSPO 公認の指導者資格（コーチ1以上）を有する20歳以上の指導者が指導に当たっていること。
※ 指導者資格については、令和7年3月31日までの期間は資格取得期間とする。
- ⑥ 予選会、本大会に大会役員（審判委員、競技委員）として派遣できる指導者がいること。

【令和6年度バスケットボール競技部細則】

兵庫県中学校体育連盟 バスケットボール競技部

※この細則は、必要に応じて毎年修正・改良を行う事とする。

令和6年度地域クラブ活動出場に関しては、以下の場合の出場を認める。なお、団体が大会参加を希望する場合には、兵庫県中学校体育連盟及び、兵庫県中学校体育連盟バスケットボール競技部が条件を満たしているか協議のうえで参加を認める。

【出場を認めるスポーツ団体】

・地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行クラブ活動(※1)

※1 運動部活動の地域移行等に関する実践研究・実証事業の対象地区が該当する。ただし、地区は該当していてもバスケットボール部が対象になっていない地区は該当しない。これとは別に、各市区町村が主導で地域移行を進めている場合にも該当する。

【令和6年度 ハンドボール競技細則】

地域クラブ活動の参加については、以下の条件を加える。

- ① 日本ハンドボール協会への登録と兵庫県中学校体育連盟への申請は同地区(地域)であること。
- ② 市町予選会については、日本ハンドボール協会登録している地域(兵庫県中学校体育連盟へ申請している地域)から参加する。
- ③ 大会参加にあたっては、毎年5月末日までに日本ハンドボール協会（マイハンドボール）及び兵庫県ハンドボール協会、各地区ハンドボール協会へのチーム登録及び選手登録を済ませること。
- ④ 指導者（コーチ）の重複は、同代表者の男女登録団体のみ兼任を可能とする。
- ⑤ 1団体から複数チームの参加は不可とする。
- ⑥ 日本ハンドボール協会が主催する全国クラブ大会及び予選大会に参加した場合は、中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会及び予選大会への出場は認めない。
- ⑦ <移籍に関して>
 1. 他のチームに移籍し追加登録の手続きを行った選手は、その後、向こう3カ月は登録抹消をし、他のチームに追加登録することはできない。
 2. 予選を伴うブロック大会、全国大会においては、当該大会の予選で登録したチームでしか試合に参加することはできない。予選終了後も当該のブロック大会・全国大会に他のチームに移籍して参加することは許されない。ここでいう予選で登録したチームとは、大会の申し込み登録ではなく、あくまでも日本ハンドボール協会登録での当該チームへの選手登録のことをいう。
 3. ただし、当該年度に他のチームに登録しないで、初めての当該チームに選手として登録された場合及び、転校に伴うチーム登録の変更は学籍を優先して判断するため上記の限りではない。

令和6年度 軟式野球競技部細則

- ① 兵庫県軟式野球連盟に加盟していること。かつ同じ内容で兵庫県中学校体育連盟に認定されていること。

※兵庫県軟式野球連盟への加盟手続きは、兵庫県軟式野球連盟各支部へ所定の登録申請書を提出するとともに、登録費の支払いを行うこと。
- ② 大会参加は、市町の子選会からの参加とする。
- ③ 大会参加は、活動拠点がある市町からの出場を原則とする。申請書に記載の「主な活動場所」を出場する市町とする。ただし、登録メンバーの半数以上は出場する市町の中学校に在籍していること。
- ④ 選手の申請については、申請の際に選手名簿(様式2および様式3)の提出を県中体連事務局へ行うこと。令和6年度については、新2・3年生は2月末日、新1年生は5月末日までに申請すること。原則1年間は移籍しての出場はできないが、転居及びその他考慮すべき特別な理由を有する場合は、弾力的に判断する。
- ⑤ 兵庫県中学校体育連盟の目的や活動を尊重することが参加条件であり、勝利至上主義等のチーム編成など、目的が異なる団体の参加は認められない。中体連の目的や活動を十分に理解して申請を行うこと。
- ⑥ 監督・コーチ・指導者は全て18歳以上とする(ただし、1名は20歳以上を要する)。また、ベンチ入場者(監督・コーチ)のうち少なくとも1名は、(公財)日本中学校体育連盟軟式野球競技部が示している以下の資格のいずれかを有すること。
 - ア. 日本スポーツ協会公認コーチ1(軟式野球)
 - イ. 日本スポーツ協会公認コーチ3(軟式野球)
 - ウ. BFJ公認野球指導者基礎I(U-15)

令和6年度 相撲競技部細則

- (1) 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で兵庫県中学校体育連盟に申請していること。
- (2) 兵庫県内に地域クラブ活動が設置されているものとする。(兵庫県外に設置されている場合は学校からの参加となる)
- (3) 団体に出場する場合は個人も地域クラブ活動を申請した地区から参加とする。(逆も同様)
- (4) 地域クラブ活動からの参加については引率及び監督を以下のようにする。
- (5) 引率の際は指導者(監督)、保護者が責任をもって引率をする。
- (6) 大会運営側は中学校部活動からのエントリーか地域クラブ活動からのエントリーか、移籍や二重登録の有無を確認し不正があれば再提出を求める。

※ 地域クラブ活動から出場する場合は(公財)日本相撲連盟に会員登録をし、エントリーの際に登録番号と在籍校名を記入する。

※ 地域クラブ活動からエントリーの場合も所属学校名は併記する。

【令和6年度 サッカー競技細則】

- ① 地域クラブ活動(運営団体・母体となるクラブ)として U-15 チームがクラブユース連盟へ登録していないこと。(※クラブユース連盟に所属しているクラブ内からは、いずれの U-15 チームおよびセカンドチームも出場できない)
- ② 学校団体ではない場合は、JFA へのチーム登録をしていること。
- ③ JFA へのチーム登録の期間は、兵庫県中学校体育連盟が定める申請期間内とする。ただし、中学校部活動から移行する地域クラブ活動の場合は、5月末とする。
- ④ チームの編成は、予選会に出場する市郡町の中学校等に在籍する生徒とする。ただし、市町郡に中学校等が1校しかない場合、所属する中体連地区内での編成になることもある。
- ⑤ チームの代表者、監督、コーチ等のスタッフは、登録したチームのみの指導を行っている者とする。
- ⑥ 予選会については、市郡町もしくは地区から参加する。
- ⑦ 出場する地区については、JFA へのチーム登録している所在地の住所の市郡町とする。
- ⑧ 兵庫県中学校体育連盟が定める、「兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例」の条件を満たすこと。

【令和6年度 柔道競技細則】

地域クラブ活動の参加については、以下の条件を加える。

- 1 公益財団法人日本中学校体育連盟（以下、中体連）が定めた「全国中学校体育大会開催基準 9 引率監督 参加資格の特例」に記載されている通りの手続きを行い、遵守する。
- 2 全国中学校柔道大会（以下、全中大会）やブロック大会及び兵庫県中学校体育連盟柔道専門部（以下、地区中体連）主催大会における地域クラブ活動の参加資格特例条件を次の通りとする。
 - （1）兵庫県柔道連盟を通して公益財団法人全日本柔道連盟に加盟、登録を済ませている。加盟、登録上、届け出をしている所在地で参加することができる。
 - ①チームとして「団体登録」を済ませている → 団体戦に出場可
 - ②競技者として「競技者登録」を済ませている → 個人戦に出場可
 - ③同一年度中は、最初に参加した所属チームからの変更は認めない。
 - （2）大会の引率、監督、帯同コーチは、全中大会および地区中体連主催大会において全柔連公認指導者資格を有していなければならない。
 - （3）柔道修業期間を6カ月以上経過した中学生のみ、大会に参加することができる。
- 3 大会の引率、監督権を有している地域クラブ活動の指導者は、大会参加にあたり、各地区中体連が主催する説明会や研修会等に必ず出席しなければならない。
- 4 大会参加にあたり、上記参加資格特例条件に対して虚偽、違反、逸脱行為が発覚した場合は、同一年度の地域クラブ活動の大会参加資格を取り消し、チーム及び該当所属選手ともに令和6年度内の参加を認めない。

※予選会については、市町から参加する

※出場する地区については申請している市町とする。

令和6年度 剣道競技部細則

- (1) 地域クラブ活動は、(公財)兵庫県剣道連盟に加盟していること。
- (2) 地域クラブ活動は、兵庫県中体連に申請し、認定されていること。
 - ① 団体戦については、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」からの参加とする。
 - ② 個人戦については、上記①以外の地域クラブ活動からの参加も可とする。
- (3) 大会参加については、所属する地域クラブ活動が登録する所在地の市町中体連の予選会から参加する。その予選会の抽選会には参加すること。
- (4) 監督は、地域クラブ活動の指導者とする。
- (5) 同一団体からの複数チームの参加はできない。個人戦の出場枠は各市町大会の規定による。

【令和6年度 ソフトボール競技部細則】

- ① 出場する大会については、【県大会】からとする。（「地域クラブ活動」予選を行う）
- ② 大会参加の前年度より、「(公財)日本ソフトボール協会」にチーム登録していることとする。
- ③ 代表者は、兵庫県中体連への申請から3年間は原則変更のないものとする。
- ④ 指導者のうち1名は必ず(公財)日本ソフトボール協会認定コーチ資格を有することとする。また、指導者のうち1名は必ず審判3種以上の資格を有することとする。
- ⑤ 「審判」または「役員」として、【県大会】の運営に携わる。
- ⑥ 「地域クラブ活動」と「部活動」の合同チームは認めない。
- ⑦ 2，3年生の登録は「認定申請」時まで、1年生の登録は5月31日までとする。

令和 6 年度 テニス競技部細則

1. 県中体連が定める参加資格を満たしている。
2. 加盟代表責任者は大会運営上必要な事項に協力すること。(大会運営役員等)

以上

令和6年度 バドミントン競技部細則

○登録について

①地域クラブ活動

- ア. 兵庫県中学校体育連盟の定める規定通りに、申請を行い、認定を受けた団体であること。
- イ. 団体代表者・所属選手・登録コーチの全員が、その年度の（公財）兵庫県バドミントン協会への登録を行っていること。
- ウ. 活動拠点の確認のため、練習に使用している体育館の領収書または使用承諾書のコピーを必ず添付すること。（活動拠点として申請している体育館の前年度実績分）
- エ. 競技部が指定する期日までに、来年度の申請を兵庫県中学校体育連盟事務局に行うこと。
- オ. 活動拠点は、申請時から5年間は原則変更できない。

②代表者

- ア. 代表者は、兵庫県中学校体育連盟が定める規定を遵守できる人物であること。
- イ. 代表者は、（公財）日本スポーツ協会公認バドミントンコーチ1以上の資格を有する人物であること。
※R8年度までに、コーチ資格取得を前提として申請を認める。
- ウ. 代表者が原則、試合会場への引率を行うこと。行えない場合は、審判員資格を持った登録コーチが代理として行うこと。
- エ. 引率者（代表者または登録コーチ）は、試合会場への選手の引率や当日の行動・体調に責任を持ち、管理すること。
- オ. 代表者は、20歳以上の者とする。
- カ. 代表者は、申請時から3年間は原則変更できない。

③登録コーチ ※今までの外部コーチ制度とは違います。

- ア. 登録コーチは、日常的に練習に参加し、選手の育成に関わっている人物であること。（複数名可）
- イ. 登録コーチは、（公財）日本バドミントン協会公認3級審判員資格以上の資格を有していること。
- ウ. 登録コーチは、20歳以上の者とする。

④所属選手 ※兵庫県内の生徒で、通う中学校にバドミントン部がない選手。

- ア. 所属選手は、活動団体での活動に常時参加していること。部活動と同様に、できる限り所属チームでの活動を続けること。
- イ. やむを得ない年度内の移籍に関しては、次年度まで試合に出場できないこととする。
- ウ. 所属選手（2・3年生）は、申請年度の4月10日までに所属団体から県中体連への申請を行うこと。
- エ. 所属選手（1年生）は、申請年度の4月中に所属団体から県中体連への申請を行うこと。

○大会参加について

- ① 活動拠点到該当している市区郡町大会に出場できることとする。ただし、上位大会につながらない市区郡町大会（各地区中体連が認めた公式戦以外の試合）は含まないこととする。
- ② 同じ市区郡町に、出場団体がなく予選が成立しない場合は、必ず上位大会を運営している競技部に連絡を入れ、代表を公正に決定すること。

（例）淡路地区より出場…県中体連バドミントン競技部へ連絡

予選が成立しない市区郡町より出場…地区中体連バドミントン競技部へ連絡

- ③ 団体戦に出場の場合は、同じ地域クラブ活動の中に5人以上の選手に出場の意思があり、所属地域クラブ活動の代表者の了承があれば参加できる。

○その他 ※参加資格の特例にも記載

- ① 申請書に虚偽の記載があった場合や、中体連競技部の定める大会運営や細則に則らない行為への指導に協力頂けない場合は、大会参加資格をはく奪する。大会参加後であった場合は大会結果についても同様の措置を行う。
- ② 上記の内容によってはく奪されたチームの代表者・コーチは10年間新しいチームや既存のほかのチームの代表者・コーチになることはできない。